

神奈川県監査委員公表第 22 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 12 月 28 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 高 岡 香
同 太 田 眞 晴
同 国 吉 一 夫
同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成 30 年 8 月 21 日（神奈川県公報号外第 49 号）神奈川県監査委員公表第 12 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く 18 箇所に係る 28 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県相模原県税事務所	平成 30 年 3 月 9 日 (平成 30 年 2 月 2 日 職員 調査)	(不適切事項) 1 税務事務において、国外に住所等を有する者が取得した土地及び家屋に係る不動産取得税 6 件、153,100 円の課税に当たり、納税管理人を定める旨の納税義務者からの申請を承認していたものの、神奈川県県税取扱要領の規定に反し、承認した旨を納税義務者に通知していなかった。 2 物品管理事務において、保守用工具 1 点（帳簿価額 123,600 円）の無償貸付けに当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、総務局総務室長の承認を受けていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 税務事務については、進行管理が不十分であったことによるものであり、平成 30 年 2 月 9 日付で承認した旨の通知を行った。 今後は、このようなことがないように、神奈川県県税取扱要領の確認をするとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、物品の無償貸付けに関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、平成 30 年 6 月 19 日に、承認を行った。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理

			解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	--

(2) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県水産技術センター	平成30年2月1日（平成29年12月12日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>水産技術センターは、漁業調査指導船の動力燃料であるA重油について、年間を通じて継続的かつ定期的に調達しており、年間の執行予定額が約1千万円であるため、年間契約等を締結する場合には一般競争入札を実施することになるところ、月1回の給油の都度、特定の3事業者による見積合せにより契約相手方を決定していた。</p> <p>（以下平成30年8月21日付（神奈川県公報号外第49号）神奈川県監査委員公表第12号中、第3 監査の結果 3(1)アのとおり。）</p>	<p>要改善事項については、A重油の調達において、契約の透明性、競争性等を十分に確保する必要があることから、競争入札を実施するための検討を行った結果、一般競争入札を実施することとした。</p>
神奈川県水産技術センター内水面試験場	平成30年2月1日（平成29年12月13日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>水産技術センター内水面試験場は、使用実績のない船舶2隻並びにこれら船舶に付属する備品である船台トレーラー1台及び船外機6台（以下、これらを合わせて「船舶等」という。）を所有し続けたまま有効に活用していない状況であった。</p> <p>（以下平成30年8月21日付（神奈川県公報号外第49号）神奈川県監査委員公表第12号中、第3 監査の結果 3(1)イのとおり。）</p>	<p>要改善事項については、船舶等の具体的な使用の可能性について検討したところ、現在実施している調査等において、有効に活用することとした。</p>
神奈川県畜産技術センター	平成30年3月23日（平成30年1月29日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、肉用鶏売払い収入の収入未済1件、5,400円及びかながわ酪農活性化</p>	<p>不適切事項については、複数の体制で確認し合う体制が不十分であったことによるも</p>

	査)	化対策事業利用者負担収入の収入未済1件、6,102円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。	のである。 今後は、このようなことがないよう、督促状発行の手順を定めるとともに、複数で確認し合う体制を強化することにより、適正な事務の執行を図ることとした。
--	----	--	---

(3) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県中央児童相談所	平成30年1月31日 (平成29年12月20日から同月22日まで職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 児童保護措置費自己負担金等の収入未済41件、398,101円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 2 前渡金受領職員口座で発生した預金利子1件、1円について、神奈川県財務規則運用通知に定める必要書類を指定金融機関に提出していなかった。	不適切事項の収入事務については、次のとおり措置した。 1 督促状発行の遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務遂行に努めることとした。 2 前渡金受領職員口座で発生した預金利子の不適切な事務処理については、当該口座の残高を確認していなかったことによるものであり、平成30年3月8日に神奈川県財務規則運用通知に定める必要書類を指定金融機関に提出した。 今後は、このようなことがないよう、定期的に当該口座の残高を確認し、その結果をチェック表に記載して職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立総合療育相	平成30年1月31日	(不適切事項) 1 収入事務において、短期	不適切事項については、

談センター	(平成29年12月20日から同月22日まで職員調査)	<p>入所利用者自己負担金等の収入未済10件、60,820円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負担金の収入未済12件、52,071円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</p> <p>2 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、被保険者負担分である歳計外現金の払出が遅延したことなどにより前渡金受領職員口座が残高不足になったため、結果として、平成29年4月分のガス料金(547,692円)の口座振替が行われず、期限後に支払っているものがあつた。</p>	<p>次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務遂行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務遂行に努めることとした。</p>
神奈川県立中井やまゆり園	平成30年2月15日(平成30年2月14日及び同月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、医科用レセプト(診療報酬明細書)作成システム保守点検委託契約(契約額194,400円)の締結に当たり、保守点検を行う際に受託者に個人情報を取り扱わせているにもかかわらず、神奈川県個人情報保護条例の規定に反し、個人情報の取扱いに係る事項について約定していないなど、契約内容として必要な事項が記載されていなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約に基づく作業内容の把握が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約の締結に当たっては、具体的な作業内容を十分に把握するため、事前に作業工程の詳細を受託者と綿密に調整することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(4) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県衛生研究所	平成30年4月10日(平成30年2月6日及び同月7日職	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、衛生研究所試験検査手数料に係る収入未済1件、144,480円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、収入状況の把握が不十分であつたことによるものであ</p>

	員調査)	<p>後20日以内に督促状を発行していなかった。</p> <p>2 支出事務において、平成29年4月分のガス料金(1,562,361円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息2,774円を支払っていた。</p>	<p>る。</p> <p>今後は、このようなことがないように、収入担当者及び組織全体で定期的に収入状況を確認する体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、チェックリストによる支払漏れ防止など複数の職員で確認する体制を確立することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県精神保健福祉センター	平成30年2月7日(平成29年12月25日及び同月26日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、精神障害者措置入院医療費負担金について、徴収額(2件、20,644円)の決定が、必要書類が整った日から三月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、当該事務に当たる担当者を増員し、処理時間の短縮を図るとともに、新たに事務処理状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県動物保護センター	平成30年4月20日(平成30年1月29日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、神奈川県動物保護センター建設基金に係る現金による寄附金収入15件、220,000円について、自所属の収入とすべきところ、生活衛生課の収入として処理していた。また、当該収入金を出納員へ引き継ぐ際に、神奈川県財務規則に定める現金集計表を作成していなかった。さらに、現金出納簿への記載に当たり、受入額、払出額の累計額を誤って11,000円</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、現金収入事務に関する理解不足及び帳簿の確認不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計事務の理解の向上を図るとともに、帳簿の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、関係規定等の確認が不十分で</p>

		<p>過大に記載していた。</p> <p>2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約（契約額100,980円）の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.8%と記載していた。</p>	<p>あったことによるものである。</p> <p>今後は、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立保健福祉大学（平成30年4月1日公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行）	平成30年3月28日（平成29年12月7日及び同月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、単価契約によるクリーニング代の支払に当たり、請求額の内容確認が不十分であったため、誤った請求金額に基づき支払っており、1件、3,129円が支払不足であった。</p>	<p>不適切事項については、業者から提出された請求書の内容と請書に記載された単価との確認が不十分であったことによるものであり、支払不足分は平成30年9月18日に支払った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(5) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	平成30年1月23日（平成29年12月4日から同月6日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、普通財産の貸付けに係る賃貸料の収入未済1件、2,880円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則の規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の規定遵守を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県平塚土木事務所	平成30年2月26日（平成29年12月25日から同月27日まで）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 工事事務において、歩道整備工事の変更設計額の積算に当たり、変更後の設計額の総額（61,030,800円）には影響を及ぼさなかった</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 工事事務については、設計額の積算に関する理解及</p>

	職員調査)	<p>ものの、道路に設置する区画線工については、誤った単価加算率を適用したため、設計額が226,800円過大であり、また、共通仮設費については、土砂仮置場の借地料を計上しなかったため、設計額が226,800円過少であった。</p> <p>2 指定管理者事務において、県立秦野戸川公園の少年野球場及び多目的グラウンドに係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認していなかった。</p>	<p>び確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定を十分理解した上で積算及び確認を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指定管理者事務については、指定管理者と事務所双方の利用料金額に係る手続の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>平成29年12月13日付けで、主管課である県土整備局都市部都市公園課から各指定管理者あてに送付された利用料金額の承認についての事務連絡を受け、当該指定管理者に対して、利用料金額の承認申請をするよう指示したところ、平成30年1月に当該指定管理者から利用料金額の承認申請があり、同月に承認をした。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、当該手続について文書による引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県藤沢土木事務所	平成30年2月20日（平成30年1月10日から同月12日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 工事事務において、平成28年度街路整備工事公共（その1）県単（その5）の変更設計額の積算に当たり、擁壁のコンクリート工について、水セメント比の指定ありの生コンクリートとすべきところ、指定なしのものとしたため、変更後の設計額（140,313,600円）が86,400円過少であった。その結果、変更後の契約額（133,181,280円）が82,080円過少であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 工事事務については、変更設計額の積算の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、設計積算の理解の向上を図るとともに、チェックリストを活用し、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		<p>2 財産管理事務において、藤沢土木事務所が管理する自家用小型貨物自動車3台について、道路運送車両法の規定により使用者に義務付けられている六月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。</p> <p>3 指定管理者事務において、県立辻堂海浜公園及び県立湘南汐見台公園の公園施設に係る利用料金額について、指定管理者の指定期間ごとに指定管理者からの申請に基づき承認すべきところ、現指定期間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額については期間開始時に申請がなかったため承認してなかった。</p>	<p>2 財産管理事務については、六月ごとの定期点検整備が実施されていなかった3台について、平成30年1月31日までに実施した。 今後は、このようなことがないように、所属サーバ内の共有ファイルに、車検、定期点検等の実施時期が閲覧できる事務所全体の一覧表を作成して情報を共有することにより、複数職員でチェックを行い、適切な進行管理に努めることとした。</p> <p>3 指定管理者事務については、指定管理者と事務所双方の利用料金額に係る手続の認識が不十分であったことによるものである。 平成29年12月13日付けで、主管課である県土整備局都市部都市公園課から各指定管理者あてに送付された利用料金額の承認についての事務連絡を受け、当該指定管理者に対して、利用料金額の承認申請をするよう指示したところ、平成30年1月に当該指定管理者から利用料金額の承認申請があり、同月に承認をした。 今後は、このようなことがないように、当該手続について文書による引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--

(6) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁相模原水道営業所	平成30年2月6日（平成29年12月20日及び同月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、検満量水器取替等業務委託契約（12件、単価契約）の締結に当たり、企業局総務部長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約</p>	<p>不適切事項については、契約事務の手続に関する確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計関係の通知類</p>

		締結日である平成29年10月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。	の確認を徹底するとともに、不適切な手続の事例に関する情報共有を図り、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	平成30年2月21日 (平成30年2月20日及び同日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 相模原市南区相武台2丁目20番付近配水管改良工事(ゼロ県債)の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額(57,402,000円)が108,000円過大であった。また、同工事の施工に当たり、給水管付替工の道路の掘削について、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、道路管理者が定める道路占用掘削許可条件では認められていない、えぐり掘により施工されていた箇所が4箇所あった。</p> <p>2 相模原市南区古淵4丁目4番付近配水管改良工事(ゼロ県債)の設計額の積算に当たり、路面復旧工の路盤工について、下層路盤工を適用すべきところ、誤って上層路盤工を適用したため、設計額(29,235,600円)が64,800円過大であった。</p>	<p>不適切事項の工事事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 路面復旧工の路盤工の適用を誤ったことについては、設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計書の違算防止のためのチェックリストに路盤工の項目を追加するとともに、庁内で情報を共有し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>また、道路の掘削について、受注者が道路占用掘削許可条件を遵守せずに施工したことについては、安全管理に関して受注者に対する指導や監督が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、受注者に対し許可条件の遵守について指導や監督を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 路面復旧工の路盤工の適用を誤ったことについては、設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計書の違算防止のためのチェックリストに路盤工の項目を追加するとともに、庁内で情報を共有し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

<p>神奈川県企業庁藤沢水道営業所</p>	<p>平成30年3月19日 (平成30年1月23日及び同月24日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 工事事務において、藤沢市片瀬山5丁目24番付近配水管改良工事(概数設計)の変更設計額の積算に当たり、道路に設置する区画線工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(38,998,800円)が32,400円過少であった。その結果、変更後の契約額(37,928,520円)が31,320円過少であった。</p>	<p>不適切事項については、変更設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、設計者及び検算者が、当初設計及び変更設計時において、設計数量及び内容の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所</p>	<p>平成30年3月9日 (平成30年1月17日及び同月18日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 城山ダム展望台の簡易トイレの借上に係る賃貸借契約(契約額228,744円)の第1四半期分57,186円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていないかった。 2 相模貯水池堆積土砂しゅんせつ工事に伴い生じる漁業上の損失に係る協定書に基づく補償金額について、物価変動を考慮するに当たり、総務省統計局が公表する相模原市の消費者物価指数の1年間の変動率を合理的な理由がないまま3で除しており、補償金額の算定が適正を欠いていた。</p>	<p>不適切事項の支出事務については、次のとおり措置した。 1 賃貸借契約において、契約で定められた期限までに支払っていないかったことについては、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 補償金額の算定が適正を欠いていたことについては、算定に使用する指数を、3年間の変動率を3で除して1年間の変動率とする方法から、別に公表される1年間の変動率に変更したにもかかわらず、確認が不十分であったため、1年間の変動率を従前どおり3で除したことによるものである。 平成30年5月16日付で補償金額を減額する変更協定を締結するとともに、平成29年度の過大支出分(11,000円)については、</p>

			<p>平成30年度の補償金額から減額する合意書を締結した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係書類の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	--